

第14号議案

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成31年3月26日

提出者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子

文京区教育委員会規則第 号

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年十月文京区教育委員会規則第
五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第四項中「選考」を「長時間保育の利用についての調整」に改める。

第七条中「選考」を「利用についての調整」に改める。

別表第一「卒園児の部」中「認可保育所」の下に「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に
規定する家庭的保育事業等」を加え、同表備考第一項第一中「入所選考において内定」を「長時間保育の利
用についての調整における内定」とし、「当該入所選考」を「当該調整」とし、「の入所選考」を「の長時間保育の
利用についての調整」に改める。

別記様式第一中「選考」を「調整」とし、「申込みますか」を「申し込みますか」とし、「つけてください」を
「付けてください」と改める。

別記様式第三中「審査の」を「利用調整の」とし、「選考対象」を「利用調整の対象」と改める。

付 則

(施行期日)

1 ハ)の規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 ハ)の規則の施行の際、ハ)の規則による改正前の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施
行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用するハ)しがである。

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則 平成十七年十月十八日 文教委規則第五号 改正 平成一九年三月八日文教委規則第二号 平成二〇年三月六日文教委規則第四号 平成二四年二月一日文教委規則第一号 平成二六年一一月一一日文教委規則第一五号 平成二七年三月二四日文教委規則第一一号 平成二七年一一月一〇日文教委規則第二一号 平成二八年三月二四日文教委規則第八号 平成二八年一一月八日文教委規則第一五号 <u>平成三一年三月二六日文教委規則第一号</u>	○文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則 平成十七年十月十八日 文教委規則第五号 改正 平成一九年三月八日文教委規則第二号 平成二〇年三月六日文教委規則第四号 平成二四年二月一日文教委規則第一号 平成二六年一一月一一日文教委規則第一五号 平成二七年三月二四日文教委規則第一一号 平成二七年一一月一〇日文教委規則第二一号 平成二八年三月二四日文教委規則第八号 平成二八年一一月八日文教委規則第一五号
第一条～第五条 (略) (許可の基準)	第一条～第五条 (略) (許可の基準)
第六条 委員会は、条例第四条第二項に該当する場合で、第三条の定員に空きがあるときは、長時間保育の実施を許可する。 2 委員会は、長時間保育の申込者数が定員を超えるときは、別表第二により <u>長時間保育の利用についての調整</u> を行い、困窮度の高い者から許可する。 3 (略) 4 委員会は、第二項の規定にかかわらず、特に必要があると認めた幼児に係る申込みがあったときは、別に <u>長時間保育の利用についての調整</u> を行うことができる。	第六条 委員会は、条例第四条第二項に該当する場合で、第三条の定員に空きがあるときは、長時間保育の実施を許可する。 2 委員会は、長時間保育の申込者数が定員を超えるときは、別表第二により選考を行い、困窮度の高い者から許可する。 3 (略) 4 委員会は、第二項の規定にかかわらず、特に必要があると認めた幼児に係る申込みがあったときは、別に選考を行うことができる。
5・6 (略) (延長保育の申込み)	5・6 (略) (延長保育の申込み)
第七条 延長保育の申込み、 <u>利用についての調整</u> 及び許可については、委員会が別に定める。	第七条 延長保育の申込み、選考及び許可については、委員会が別に定める。
第八条～第十四条 (略) 付 則（平成二八年一一月八日文教委規則第一五号） (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)	第八条～第十四条 (略)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1 (第3条関係) (略)

別表第2 (第6条関係)

評価基準表 (略)

調整基準表

【別記1 参照】

備考

1 上記類型に該当する場合は、評価基準表の基本指數に、当該類型の各細目に定める調整指數を加算する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 長時間保育の利用についての調整における内定を辞退した場合 当該調整と同一年度内の長時間保育の利用についての調整において新規、受託及び待機の加算を行わない。

(2) (略)

2～8 (略)

別記様式第1号 (別紙1)

別記様式第2号 (略)

別記様式第3号 (別紙3)

別記様式第4号～別記様式第10号 (略)

別表第1 (第3条関係) (略)

別表第2 (第6条関係)

評価基準表 (略)

調整基準表

【別記1 参照】

備考

1 上記類型に該当する場合は、評価基準表の基本指數に、当該類型の各細目に定める調整指數を加算する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入所選考において内定を辞退した場合 当該入所選考と同一年度内の入所選考において新規、受託及び待機の加算を行わない。

(2) (略)

2～8 (略)

別記様式第1号 (別紙2)

別記様式第2号 (略)

別記様式第3号 (別紙4)

別記様式第4号～別記様式第10号 (略)

【別記1】

改正後（案）

類型	細目	調整指数
区民	①文京区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者である。 ②文京区の区域外に住所を有し、区内に勤務し、又は在学する者である。	4 1
新規	新規入所である。	1
生活保護	生活保護受給世帯である。	4
ひとり親	①死別し、若しくは離婚した者、離婚に係る調停若しくは裁判を行っている者又は婚姻によらないで母若しくは父になった者である。 ②父又は母のみで保育しており、かつ、両親が別居中である。	3 1
多子	①兄弟姉妹が区内の認可保育所在園である。 ②小学校3年生までの兄弟姉妹がいる。	2 1
障害	③多胎児である。 ①申込児が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又は東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である。 ②保護者が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が1級から3級までのもの、東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から4度までのもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉が身体障害者福祉法第6条第3項に規定する障害等級が1級から3級までのものである場合又は申込児の兄弟姉妹が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者若しくは東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である場合	2 1
受託	区長が別に定める施設又は事業を6月以上利用している。	1
待機	6月以上待機している。	1

親族	同居親族及び協力親族がない。	1
自営協力	保護者のいざれかが居宅内勤務の自営協力である。	-1
失業者	主として生計を維持する者が申込みの日前3月以内に失業したことにより、就労の必要性が高い。	2
育休明け	育児休業取得前に区内の認可保育所に入所しており、育児休業の終了に伴い、再度入所を希望する場合（兄弟姉妹3ともに申し込む場合に限る。）	3
卒園児	保育の対象を2歳児若しくは3歳児までとしている区内の認可保育所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等若しくはグループ保育室の本園又は文京区家庭的保育事業における保育の提供（児童が3歳になる日の属する年の年度末まで継続したものに限る。）の終了に伴う入所申込みである。	2
採用内定	採用の内定があり、又は就労開始後3月末満である。	1

現行		
類型	細目	調整指数
区民	①文京区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者である。 ②文京区の区域外に住所を有し、区内に勤務し、又は在学する者である。	4
新規	新規入所である。	1
生活保護	生活保護受給世帯である。	4
ひとり親	①死別し、若しくは離婚した者、離婚に係る調停若しくは裁判を行っている者又は婚姻によらないで母若しくは父になつた者である。 ②父又は母のみで保育しており、かつ、両親が別居中である。	1
多子	①兄弟姉妹が区内の認可保育所在園である。 ②小学校3年生までの兄弟姉妹がいる。 ③多胎児である。	2
障害	①申込児が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又は東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である。 ②保護者が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施	1

行規則第5条第3項に規定する障害の程度が1級から3級までのもの、東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から4度までのもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が1級から3級までのものである場合又は申込児の兄弟姉妹が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者若しくは東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である場合	1
受託	区長が別に定める施設又は事業を6月以上利用している。
待機	6月以上待機している。
親族	同居親族及び協力親族がない。
自営協力	保護者のいずれかが居宅内勤務の自営協力である。
失業者	主として生計を維持する者が申込みの日前3月以内に失業したことにより、就労の必要性が高い。
育休明け	育児休業取得前に区内の認可保育所に入所しており、育児休業の終了に伴い、再度入所を希望する場合（兄弟姉妹ともに申し込む場合に限る。）
卒園児	保育の対象を2歳児若しくは3歳児までとしている区内の認可保育所若しくはグループ保育室の卒園又は文京区家庭的保育事業における保育の提供（児童が3歳になる日の属する年の年度末まで継続したものに限る。）の終了に伴う入所申込みである。
採用内定	採用の内定があり、又は就労開始後3月末満である。

別記様式第1号(第5条関係)

保育所入所(転所)申込書(兼長時間保育実施申込書)

文京区長 殿
文京区教育委員会 殿

次のとおり保育所の入所(転所)及び幼稚園長時間保育の実施を申し込みます。

なお、児童・幼児が卒園又は退園するまで、入所の承諾あるいは幼稚園長時間保育実施の許可、保育料の決定等のため必要な区が保有する個人情報(同一世帯者に係るものを含む。)について文京区長及び文京区教育委員会が確認することに同意します。

また、転所の申込みに当たっては、次の①及び②に同意します。

①転所の内定は、辞退できません。②保育料の滞納がある世帯は、転所の調整の対象外となります。

(フリガナ) 保護者 氏名		印	申請日 年 月 日	電話番号
現住所	〒 一 丁目 番 一 号			自宅 () 父親携帯 () 母親携帯 ()

園児の属する世帯の状況

※住民票上世帯が別となっている方、別居の方を含め、同一生計の方全員を記入してください(対象児童を含む。)。

申込 児児	氏名	児童と の続柄	生年月日	年齢	性別	職業、お子さんの学校名等
<input type="checkbox"/>	フリガナ		年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ		年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ		年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ		年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ		年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ		年 月 日		男・女	

希望する保育所・幼稚園	第1希望	延長保育の希望	希望保育時間前 午前 時 分 ~ 午後 時 分
	第2希望		区立保育園の月極の延長保育を申し込みますか?
	第3希望		<input type="checkbox"/> はい → 延長保育の申込書が別に必要です。 <input type="checkbox"/> いいえ
	第4希望		※ 区立保育所は、1歳児クラス以上(根津保育園は満1歳以上)の児童が申し込みできます。
	第5希望		※ 私立保育所については、入所内定後に直接保育所へお申し込みください。

きょうだいで申し込む場合 希望する方に□を付けてください	① 同時に入所(転所)できないとき	<input type="checkbox"/> 1人だけでも入所(転所)を希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
	② 同時に入所(転所)できるとき	<input type="checkbox"/> 希望順位が下位の園になってもきょうだいが同園になることを優先する	<input type="checkbox"/> きょうだいが同園になることよりそれぞれの希望順位を優先する
	③ 別々の園に内定したとき	<input type="checkbox"/> 別々でも入所(転所)を希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
通園を希望する期間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 小学校に就学する年の3月末日まで(又は卒園まで)	
		<input type="checkbox"/> 年 月末日まで	

別記様式第1号(第5条関係)

保育所入所(転所)申込書(兼長時間保育実施申込書)

文京区長 殿
文京区教育委員会 殿

次のとおり保育所の入所(転所)及び幼稚園長時間保育の実施を申し込みます。

なお、児童・幼児が卒園又は退園するまで、入所の承諾あるいは幼稚園長時間保育実施の許可、保育料の決定等のため必要な区が保有する個人情報(同一世帯者に係るものを含む。)について文京区長及び文京区教育委員会が確認することに同意します。

また、転所の申込みに当たっては、次の①及び②に同意します。

①転所の内定は、辞退できません。②保育料の滞納がある世帯は、転所の選考の対象外となります。

(フリガナ) 保護者 氏名		<input checked="" type="checkbox"/>	申請日 年 月 日	電話番号
現住所	〒 一 丁目 番 一 号			自宅 () 父親携帯 () 母親携帯 ()

園児の属する世帯の状況

※住民票上世帯が別となっている方、別居の方を含め、同一生計の方全員を記入してください(対象児童を含む。)。

申込 児童	氏名	児童と の続柄	生年月日	年齢	性別	職業、お子さんの学校名等
<input type="checkbox"/> フリガナ			年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/> フリガナ			年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/> フリガナ			年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/> フリガナ			年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/> フリガナ			年 月 日		男・女	
<input type="checkbox"/> フリガナ			年 月 日		男・女	

希望する保育所・幼稚園	第1希望	延長保育の希望	希望保育時間前 午前 時 分 ~ 午後 時 分
	第2希望		区立保育園の月極の延長保育を申込みますか?
	第3希望		<input type="checkbox"/> はい→延長保育の申込書が別に必要です。 <input type="checkbox"/> いいえ
	第4希望		※ 区立保育所は、1歳児クラス以上(根津保育園は満1歳以上)の児童が申し込みできます。
	第5希望		※ 私立保育所については、入所内定後に直接保育所へお申し込みください。

きょうだいで申し込む場合 希望する方に□をつけてください	① 同時に入所(転所)できないとき <input type="checkbox"/> 1人だけでも入所(転所)を希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
	② 同時に入所(転所)できるとき <input type="checkbox"/> 希望順位が下位の園になってしまってもきょうだいが同園になることを優先する <input type="checkbox"/> きょうだいが同園になることよりそれぞれの希望順位を優先する
	③ 別々の園に内定したとき <input type="checkbox"/> 別々でも入所(転所)を希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
通園を希望する期間	□ 小学校に就学する年の3月末日まで(又は卒園まで) 年 月 日から □ 年 月末日まで

別記様式第3号（第6条関係）

(表)

第 号
年 月 日

長時間保育実施不許可通知書

様

文京区教育委員会

申込みがありました 様に係る 幼稚園・長時間保育の実施（平成 年
月開始）につきましては、下記の理由により実施できませんので、通知します。

記

- 1 長時間保育の実施基準に該当しますが、申込みが定員を超え、今回利用調整の結果、直ちに実施できないため
- 2 長時間保育の実施基準に該当しますが、欠員がないため
- 3 長時間保育の実施基準に該当しないため

なお、今回提出された申込書は、上記1又は2の理由による場合には、入園年度内においては文京区教育委員会で保管し、欠員が生じたとき、利用調整の対象としますので、同一年度内は再度の申込みの必要がありません。

(裏)

【審査請求又は処分の取消しの訴え】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第3号（第6条関係）
(表)

第 号
年 月 日

長時間保育実施不許可通知書

様

文京区教育委員会 印

申込みがありました 様に係る 幼稚園・長時間保育の実施（平成 年
月開始）につきましては、下記の理由により実施できませんので、通知します。

記

- 1 長時間保育の実施基準に該当しますが、申込みが定員を超え、今回審査の結果、直ちに実施できないため
- 2 長時間保育の実施基準に該当しますが、欠員がないため
- 3 長時間保育の実施基準に該当しないため

なお、今回提出された申込書は、上記1又は2の理由による場合には、入園年度内においては文京区教育委員会で保管し、欠員が生じたとき、選考対象としますので、同一年度内は再度の申込みの必要がありません。

(裏)

【審査請求又は処分の取消しの訴え】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

